



本名 村川徳浩1960年4月12日生まれ 学習院大学理学部物理学科中退

立正大学短期大学部社会福祉学科二部卒業 元酪農家で牛乳のPRソングを歌うシンガーソングライター

活動歴23年 後援会を作らず、自由な立場で忸度なしの政治活動を行う

【9月議会活動報告】

令和6年度決算認定に反対

3件の異常な落札結果を

認める訳にはいかない！

市内有力企業F社が代表を務める共同企業体（JV）が、3件の大規模工事を競争相手がいない「一者応札」で落札しました。その結果、3件の平均落札率は99.7%という、市の予定価格（上限額）とほぼ同額の、極めて高い水準で契約されています。この影響で、令和6年度全体の工事の加重平均落札率は96.1%となり、過去4年間の水準（82.5%～87.7%）を大幅に上回る異常値となりました。もし、これら3件の工事が、他の工事と同様の平均落札率（88.2%）で契約されていれば、約7億3千万円の財政節減が可能だったと試算されます。これは**市民一人あたり約520円**、4人家族なら2万円超の負担です。※共同企業体（JV）とは、大規模な建設工事などを実施するために、複数の企業が一時的に結成する事業組織です。

工事名	予定価格（税抜き）	落札額計（税抜き）	落札率
幼稚園・こども館複合施設建設工事	3,073,000,000円	3,067,000,000円	99.8%
原郷上野台線街路築造工事	2,671,712,000円	2,659,000,000円	99.5%
国清寺土地区画整理事業 調整池工事	599,196,000円	597,000,000円	99.6%
3件の大規模公共工事合計	6,343,908,000円	6,323,000,000円	99.7%
令和6年度のその他85件の工事合計	2,897,567,000円	2,556,104,400円	88.2%

※令和6年度の「その他85件の工事」全ての落札額合計は、「幼稚園・こども館」たった1件の工事額にすら及ばない。

税金を食い潰す

「ゲートキーパー構造」

なぜこのような事態が起きるのか。

私は、東京都入札監視委員会の委員長も歴任された、公共事業入札研究の第一人者である筑波大学の楠茂樹教授の専門的見解を基に、この問題を指摘しました。楠教授は、この状況を「ゲートキーパー構造」と説明します。これは、市が設定する複数の入札参加制限が、一見すると合理的でも、組み合わせることで特定の業者に極めて有利に働き、他の企業を事実上排除してしまう構造的な問題です。※楠茂樹教授の氏名は、**本人の許可を得て掲載しています。**

不正はなくとも、

結果は官製談合と同じ

今回のケースでは、不正はなかったのかもしれませんが、しかし、市が設定した参加条件により、結果として他の事業者を排除し、特定の企業しか応札できない状況が生まれてしまいました。プロセスは違っても、競争が阻害され、税金が非効率に使われたという点において、市民にとっては「官製談合が行われた場合」と実質的に何ら変わりがありません。

特定企業に対する優遇措置

市は「入札は法令に則り適正に実施している」「地元企業育成のため、地域要件による参加制限は必要」と説明しています。しかし現実には、利益性の高い工事を一部の業者が受注し、その他の業者との間で明確な二極化が進行しています。これは、特定企業に対する優遇措置と何ら変わりありません。健全な競争環境が確保されていれば、節減できた金額は約7.3億円にもなります。

競争原理が優遇措置か

私が市に求めたのは、競争原理による税金節減と、地元企業優先（結果的に特定企業への優遇措置）による経済活性化のどちらが市民にとって有効かという政策判断です。契約検査課は「法令に則っている」という形式的なルール遵守に終始し、約7億3千万円もの市民の税金損失という「実質的な不利益」に対して、正面から向き合う責務を放棄しました。彼らの本来の仕事は、競争を確保し、税金を最大限に節約することにあるはずです。「ルールどおりだから問題ない」という答弁は、まるで「自分の懐が痛まないから関係ない」と言っているようにしか聞こえません。市の認識が改まらず、今後も同様の条件で大規模公共工事の入札が行われれば、F社によるほぼ予定価格の一者応札という結果になるでしょう。この構造的な問題を解決し、健全な入札環境を取り戻すため、私は以下の3つの提案をします。

①入札情報の完全公開

参加した全事業者名・入札額・最終結果を、誰でも閲覧できるようにインターネット上で公開し、税金の使われ方を市民がチェックできるようにする。

②競争を促すルールの見直し

「JV強制からJV評価型へ」ルールの見直し 大規模工事で「地元企業と組まないと参加できない」というルールを廃止し、市外の事業者も単独で入札に参加できるようにします。その上で、地元企業とを組んだ場合に評価点を加算する方式に変更し、健全な競争原理を導入すると同時に、より多くの地元企業に参加する機会を与えます。

③入札監視委員会の設置

専門家や市民の代表からなる第三者の独立した委員会を設置し、入札プロセスを常時チェックすることで、制度の透明性と公正性を確保する。私たちの5200円がどう使われるかは、市民一人ひとりの判断に委ねられています。

リレーで考える競争が生まれたい仕組み

運動会のリレーを盛り上げるには、速い走者と遅い走者を組み合わせ、どのチームも接戦になるように工夫します。競争が生まれれば、全員が本気で走り、タイムも自然と縮まるからです。ところが、もし1位と2位の走者が同一チームになった場合はどうでしょう。他のチームは勝てる見込みがなくなり、競争が成立しなくなってしまう。最強チームは「勝てる範囲」で力を加減して走るため、全力を出す必要すらなくなります。深谷市の入札制度でも、これと同様の構造が見られます。市の参加条件が、速い企業同士だけでも組める仕組みとなっており、他の企業は事実上排除されてしまいます。特に大規模工事では、参加に膨大なコストと時間がかかるため、参入障壁は高くなります。これが「ゲートキーパー構造」です。したがって、「組み合わせが複数あるから競争性は担保されている」という説明は成り立ちません。令和6年度の入札では、F社が代表を務めるJVによる3連続の一者応札、平均落札率99.7%という異常な結果が出ており、この構造の存在を何よりも雄弁に物語っています。

令和7年11月1日発行

形式主義という深谷市の体質

「手続きさえ守れば、結果がいかに不合理でも問題ない」という形式主義的な体質は、今回（令和6年9月議会）に限ったものではありません。私がこれまで追及してきた複数の入札にも、同じ問題が繰り返されています。

1 防災行政無線工事（平成26年）

疑惑を調べない姿勢

7億6404万8000円の工事が、市の最低制限価格と完全に一致する額で落札されました。私は情報漏えいの可能性を指摘し、落札業者の積算根拠の提出と調査を求めましたが、市は「事業者が詳細に積算した結果であり、調査の必要はない」と回答しました。その後、私が行った情報公開審査会への不服申し立てにより、落札業者の見積内訳書の「免許手数料」が市の設計書と異なっていたことが判明しました。途中の計算が異なるにもかかわらず、合計だけが一致していたのです。これは明らかに矛盾でした。この「実質的な矛盾」が明らかになっても、市は「情報漏えいの証拠はない」とし、それ以上の調査を行うことはありませんでした。加えて、この入札では根拠の乏しい最低制限価格が設定されたため、**落札業者より4800万円も安い価格**で入札した業者が失格となりました。

2 「中の家」改修工事（令和4年）

高額すぎる契約変更

旧洪沢邸「中の家」の改修工事において、市は1億3497万円を増額する「変更契約」を提出しました。この中には、492㎡の屋根ふき替え費用として9433万円という、常軌を逸した高額な見積もりが含まれていました。

専門家からは「『中の家』であったとしても2500万円超えは有りえない」との見解を得ており、**実勢価格と約7000万円の乖離**がありました。市は文化財改修という「手続き」の名のもとに、この高額な契約変更を通そうとしましたが、私は「実質」を無視したこの契約に強く反対しました。

3 ホフマン輪窯修理工事（令和5年）

競争を避けた「随意契約」

約8億円を超えるこの工事について、市は「全国で一例しかない特殊工事」との理由で「随意契約」を選択しました。しかし、この理由は過去の事実と整合しません。市は以前、同じホフマン輪窯の修理工事で4回も「一般競争入札」を行っており、競争が成立していた実績があったからです。市は「随意契約」という「手続き」を選択しましたが、過去の「実質」（入札実績）を考慮すれば、原則通り競争入札を行うべきでした。契約額8億102万円は、設計額8億113万円の**99.99%に相当**し、わずか11万円しか差がありません。入札が行われていれば違う結果になったと私は考えます。

市民の利益を最大化する視点

ゲートキーパー構造」による約7億3000万円の機会損失、「防災無線」の未説明の疑惑、「旧洪沢邸」

での高額すぎる契約、「ホフマン輪窯」での競争の不採用には、共通する市の姿勢が見て取れます。それは、「競争を確保し、税金を最大限節約する」という「実質的な成果」よりも、「法令に則って手続きを執行する」という「形式的な正当性」が優先

先されているという懸念です。「法令に則っている」という答弁は、もちろん行政としての大前提です。しかし、そのルール運用の結果、市民の利益が損なわれている可能性があるのであれば、その「実質」について正面から向き合い、制度のあり方を見直す責務があるはずです。「制度の「適正」とは、単にルールを守ることでなく、そのルールが「市民の利益」にかなっているかどうかで判断されるべきです。行政の政策には、立場によって賛否が分かれるものがあります。しかし、私が入札の問題を一貫して追及するのは、これが「税金が正しく使われているか」という、**市民全員に共通する根本的な問題**だからです。一見、地味で関心が向きにくい分野かもしれませんが、これこそが皆様の暮らしに最も直結する課題だと私は確信しています。私が問うてきたのは、入札に対する深谷市の「姿勢」そのものです。

我々の血税が、無駄に使われてしまう仕組みの裏に何らかの意図があるように思えて仕方ありません。

無償譲渡に反対

「くれよんかん」「はたらふれい館」の無償譲渡が可決

9月議会において、「くれよんかん」「はたらふれい館」の無償譲渡議案が、賛成多数で可決・決定されました。私は、6月議会に先立つ3123筆もの署名に込められた市民の声と、将来の過大な負担への強い懸念から、この両議案に反対の立場を表明しました。

■議案第60号（くれよんかん）自治会への「負担の押し付け」

萱場自治会の利用実態は年間わずか6日程度です。この利用のために、今後は修繕・維持管理、そして将来の莫大な解体費用という全ての負担を自治会が背負うこととなります。市が「要望がなければ資料倉庫にする」と説明したため、自治会には、苦渋の選択で要望書を提出しました。これは実質的な市の財政的負担を地域に転嫁（押し付け）するものであり、住民の合意形成も不十分といわざるを得ません。

■議案第61号（はたらふれい館）市の「雇用政策の後退」

年間維持費約600万円の8割は、単なる施設維持費ではなく、高齢者雇用のための大切な人件費です。これを削減することは、市が政策的に行ってきた雇用支援策の後退に他なりません。さらに、既存の職員が職を失う懸念があり、政策として大きな矛盾を抱えています。6月議会から一貫して皆様の切実な思いを議会に届けてまいりましたが、力及ばず、最終的に無償譲渡が決定したことは痛恨の極みです。特に「くれよんかん」については、将来的に自治会へ過度な負担がのしかかることが心配で仕方ありません。

今回、結果は覆りませんが、私はこれから、「市の責任が、市民や特定の地域に押し付けられていないか」「皆様の税金が、本当に市民のために使われているか」を一切の忖度なく監視し、議会で声を上げ続けてまいります。